平成２４年（フ）第１０６号
青森県八戸市白銀台１丁目６番地１　県営住宅２－２、前住所青森県八戸市大字白銀町字三島下29番地57
債務者　佐々木健悦
1　決定年月日時　平成24年８月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２４年（フ）第４８５号
北九州市若松区高須西１丁目13番３号
債務者　師村　　一
1　決定年月日時　平成24年８月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第４９０号
北九州市小倉南区横代北町２丁目11番６号202
債務者　磯部　裕美（旧姓笹井）
1　決定年月日時　平成24年８月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第２１８号
青森市新田２丁目18番17号　コーポ山本扇田Ａ－６、申立時の住所青森市富田５丁目28番37号
債務者　鈴木百合子
1　決定年月日時　平成24年８月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月10日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第５３号
青森県五所川原市鎌谷町506－６　松橋アパート１号室、住民票上の住所青森県五所川原市大字中泉字松枝121番地
債務者　関　ひとみ
1　決定年月日時　平成24年８月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月11日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２４年（フ）第５７号
青森県つがる市牛潟町鷲野沢29番地336
債務者　鳴海シゲ子
1　決定年月日時　平成24年８月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月12日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２４年（フ）第３１号
福岡県遠賀郡水巻町吉田西３丁目３番１号　田中光惠方
債務者　田中　芳美
1　決定年月日時　平成24年８月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月15日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第４１４号
熊本県上益城郡益城町大字辻の城330番地
債務者　坂井美年子
1　決定年月日時　平成24年８月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月17日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第４１７号
熊本市西区池田２丁目７番32―202号
債務者　伊藤　博之
1　決定年月日時　平成24年８月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月17日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第４２１号
熊本県上益城郡御船町大字上野1334番地
債務者　堀田あゆみ
1　決定年月日時　平成24年８月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月17日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第４２２号
熊本市中央区出水１丁目２番26号
債務者　松本　英之
1　決定年月日時　平成24年８月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月17日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第４２６号
熊本市北区龍田町弓削982番地３　ＹＭハイツ105
債務者　松下　昭子
1　決定年月日時　平成24年８月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月17日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第９５９号
札幌市東区北26条東６丁目３番22号　桜井ハイツ10号
債務者　松田　秀昭
1　決定年月日時　平成24年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１２３３号
北海道江別市文京台26番地の２
債務者　辻　　雅夫
1　決定年月日時　平成24年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１２８８号
札幌市北区拓北４条１丁目７番15号
債務者　飯坂　栄治
1　決定年月日時　平成24年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１４１６号
札幌市北区新琴似８条９丁目１番５－605号
債務者　高橋　洋子
1　決定年月日時　平成24年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１４３１号
札幌市中央区宮の森２条４丁目１番24―206号
債務者　小島　達也
1　決定年月日時　平成24年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１４９３号
札幌市北区北21条西４丁目２番37号　コーポシャルマン202号
債務者　相原　武典
1　決定年月日時　平成24年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部